

平成 17 年度 庄内町ガス事業の経営状況

1. 事業概要

1	団体名	庄内町	7	組織概要	<pre> graph TD     A[町長] --&gt; B[企業課]     B --&gt; C[供給係]     B --&gt; D[施設係]     B --&gt; E[業務係]             </pre>
2	組織名	企業課			
3	事業名	ガス事業			
4	管理者	庄内町長 原田眞樹			
5	所在地	庄内町余目字滑石1-1			
6	職員数	12名			

2. 業務量

	業務項目	業務量
1	供給件数	6,747 件
2	年間ガス販売量	4,638,409 m <sup>3</sup>

3. 財務状況

貸借対照表	項目	金額(千円)	損益計算書	項目	金額(千円)
	総資産	2,103,256		総収入	576,534
	負債	127,656		経常損益	37,107
	資本	1,975,600		当期損益	40,022
	未処分利益剰余金	40,204		減価償却前当期損益	166,336

4. 一般会計等の関与

内訳		金額(千円)	備考
1	出資金	0	
2	補助金	0	
3	負担金	0	
4	繰出金	305	
	うち基準内繰出	305	児童手当に要する経費
	うち基準外繰出	0	
5	貸付金	0	
6	機会費用	0	

5. 企業債等残高

	区分	金額(千円)	備考
1	企業債 (うち公的資金)	494,679 (494,679)	財政融資資金 207,851 公営企業金融公庫 286,828
2	借入金	0	
3	その他金銭債務	0	

6. 職員給与の状況

	項目	金額(千円)
1	人件費率	14.8%
2	職員給与費	79,201
3	職員平均給料月額	458
4	職員手当	21,666
5	特別職報酬等	0

7. ガス料金(税込)の状況 (単位:円)

供給約款

	基本料金	基準単位料金
0 m <sup>3</sup> から 40 m <sup>3</sup> まで	588	118.965
40 m <sup>3</sup> を超え 300 m <sup>3</sup> まで	698.25	116.214
300 m <sup>3</sup> を超える場合	2,163	111.3315

時間帯別B契約

定額基本料金	流量基本料金	昼間基本料金	夜間基本料金	基準単位料金
50,400	682.5	6.72	2.625	65.835

空調夏期契約

定額基本料金	流量基本料金	基準単位料金
2,940	315	71.4

小型空調契約

		基本料金	基準単位料金
1種	冬期	1,148.7	108.003
	その他期	1,148.7	90.993
2種	冬期	630	109.2945
	その他期	630	92.295
3種	冬期	525	110.3445
	その他期	525	93.345

8. 事業評価等の実施状況

(1) 事業全体の評価

評価項目		評価
必要性	本当に町がしなければならない業務か	公共性が高く町の関与が不可欠
	町民ニーズはどうか	町民ニーズはかなり高い
効果性	目標に対する進捗状況はどうか	概ね計画・予定どおりである
効率性	費用対効果についてはどうか	「事業コスト<効果」となっている
	効果はそのままコストを削減する余地はあるか	現状維持にすべきである

(2) 事業の指標(各年度の実績と数値目標)

指標名		H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	最終目標
収納率の向上(%)	目標	96.00	96.00	96.05	96.10	96.50
	実績	95.32				

9. 民間的経営手法の導入

	平成17年度までの実績
民間委託の導入	検針、メーター定期交換、消費機器調査及び内管漏洩検査

10. 経費節減等の取組による効果額

	効果額(千円)
未収金の徴収対策	1,101

【用語解説】

未処分利益剰余金：当年度の純利益と前年度に処分されず当年度に繰越されてきた利益剰余金を足したもの。

出資金：地方公営企業法第18条に基づき、地方公共団体の一般会計又は他の特別会計から公営企業の特別会計に出資されたもので、公営企業の自己資本金となる。

補助金：一般会計等から公営企業の特別会計へ各種行政上の目的をもって交付される金銭的給付。

負担金：一定の事業等について公営企業を含む特別の利益関係を有する者が、その受益に応じて負担する金銭的給付、又は財政政策上その経費の負担割合が定められている際に負担する金銭的給付。

繰出金：地方公営企業法第17条の2、第17条の3に基づき一般会計又は他の特別会計から公営企業の特別会計へ繰り出した金銭的給付。なお、「基準内繰出」とは総務省が毎年度発出する「地方公営企業繰出金について」(自治財政局長通知)に基づく一般会計等から繰り出された額を示し、「基準外繰出」とは当該通知に基づかないで一般会計等から繰り出された額をいう。

貸付金：地方公営企業法第18条の2に基づき、一般会計又は他の特別会計から公営企業の特別会計へ貸し付けた長期貸付金。

機会費用：一般会計が有する土地等の資産を、公営企業に無償又は低廉な賃借料でその事業の用に使わせた場合に、仮に当該資産を民間に貸し付けた場合に得られるだろうと考えられる賃借料との差額。

収納率：調定額に対する収納済額の割合。